

令和5年7月12日
東海農政局

令和5年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議の概要について

令和5年6月27日に令和5年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議を実施しました。

議事概要は下記のとおりです。

記

1 日 時 別添資料のとおり

2 委 員 〃

3 議 題

(1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの働きかけを受けたとして報告のあった事案について

該当なし。

(2) 令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

前年度の発注者綱紀保持研修・講習等の実施状況について、また発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について了解された。

(3) 令和5年度発注者綱紀保持対策の方針について

今年度の発注者綱紀保持研修・講習の実施計画及び事業者への周知の取組について承認された。

令和5年度東海農政局発注者綱紀保持委員会

定例会議

1 開催日時 令和5年6月27日 10:00～

2 開催方法 対面会議方式

3 委員

名称	職名	氏名
委員長	局長	小林 勝利
幹事	総務管理官	千葉 武巳
幹事	事業経理官	大木 隆男
幹事	総務課長	平田 法幸
幹事	会計課長	古庄 紀文
幹事	農村振興部 設計課長	渡邊 俊介
委員	企画調整室 調整官	秋田 彰
委員	消費・安全部 消費生活課長	川上 昭彦
委員	生産部 生産振興課長	岡本 雅司
委員	経営・事業支援部 担い手育成課長	渡邊 新一郎
委員	統計部 調整課長	森 裕司
計		11名

4 議題

- (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について 該当なし
- (2) 令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について 別紙 1
- (3) 令和5年度発注者綱紀保持対策の方針について 別紙 2

別 紙 1

令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修・講習の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第14条の規定に基づき、令和4年度東海農政局発注者綱紀保持委員会により決定した研修・講習について、以下のとおり実施。

講習会・研修名等		備 考
令和4年度計画	令和4年度実績	
(1) 東海農政局発注者綱紀保持講習会		
<p>【開催時期】 令和5年1月～令和5年2月</p> <p>【対象者】 管理監督者及び発注担当職員 本局各部署及び各事業(務)所の管理監督者及び発注担当職員の3分の1の参加を目的とし、各県拠点にあたっては管理担当職員とする。 なお、新たに発注担当となった職員は必須とする。</p> <p>【講師】 ・公正取引委員会事務総局 中部事務所担当者 ・東海農政局総務課監査官</p> <p>【内容】 入札談合の防止に向けて 農林水産省発注者綱紀保持対策について</p>	<p>【開催日】 令和5年3月2日(木)</p> <p>【参加者】 本 局 : 55名 県 拠 点 : 4名 事業所等 : 49名 計 108名</p> <p>【講師】 ・公正取引委員会事務総局 中部事務所担当者 ・東海農政局総務課監査官</p> <p>【内容】 入札談合の防止に向けて 農林水産省発注者綱紀保持対策について</p>	オンライン

(2) 発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修		
【開催時期】 令和4年11月～12月 【対象者】 全職員（非常勤職員除く）	【開催時期】 令和4年11月14日（月）～ 令和4年12月23日（金） 【参加者】 836/839名（99.6%）	官房予算課で農林水産省全職員に対して実施
(3) 退職前研修		
【開催時期】 令和5年3月下旬 （中途退職者はその都度） 【対象者】 定年退職者（再任用職員となる者を除く）、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期满了により退職する職員 【内容】 発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について	【開催時期】 令和5年3月17日（金） （中途退職者は令和4年4月12日（火）以降その都度） 【参加者】 47名 【内容】 発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について	研修資料の配布と研修動画を各自PCで視聴

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第15条の規定に基づき、以下のとおり取組を実施。

実施項目及び内容等
(1) 東海農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載 ・「事業者の皆様へ」のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要 ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則
(2) 上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせを局会計課、農村振興部及び国営事業所の事務室入口に掲示
(3) 入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載 ・掲載内容 農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しております。 この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

3 その他（参考）

東海農政局農村振興部による研修を以下により実施。

研修（講習）名等	備 考
<p>情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修（資料配布）</p> <p>【開催日】 令和5年3月2日（木）</p> <p>【対象者】 4月の人事異動により本局及び国営事業（務）所において、初めて農業農村整備事業に携わることとなった職員</p> <p>【配布者】 24名</p> <p>【内 容】 発注者綱紀保持、独禁法・官製談合防止法、国家公務員倫理、再就職等規制、機密保持</p>	<p>※発注者綱紀保持講習会にて資料を配布。</p>

令和5年度発注者綱紀保持対策の方針について

1 発注者綱紀保持研修・講習について

農林水産省発注者綱紀保持規程第14条の規定に基づき、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、以下のとおり実施する。

研修（講習）名	備考
(1) 東海農政局発注者綱紀保持講習会 【開催時期】 令和5年8月～令和5年12月（1回予定） 【対象者】 管理監督者及び発注担当職員 【講師】 ・公正取引委員会事務総局中部事務所担当者（予定） ・東海農政局総務課監査係 【内容】 入札談合の防止に向けて（予定） 農林水産省発注者綱紀保持対策について（予定）	オンラインにより実施 ※未受講者については指定期日までに講習会の動画を視聴。
(2) 発注者綱紀保持対策eラーニング研修 【開催時期】 令和5年11月頃（実施期間1ヶ月） 【対象者】 全職員	官房予算課で農林水産省全職員に対して実施
(3) 退職前研修 【開催時期】 令和6年3月下旬（中途退職の場合はその都度） 【対象者】 定年退職者（再任用職員となる者を除く）、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期満了により退職する職員 【講師】 人事担当者 【内容】 発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について	「退職予定職員に対する退職前研修の実施等について」（平成30年7月23日付け30農人第536号大臣官房秘書課長通知）

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 15 条の規定に基づき、発注事務にかかる綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、前年度に引き続き競争参加有資格者に対し以下のとおり実施する。

実施項目及び内容等
(1) 東海農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載 ・「事業者の皆様へ」のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要 ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則
(2) 上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせを局会計課、農村振興部及び国営事業所の事務室入口に掲示
(3) 入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載 ・掲載内容 農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）を制定しております。 この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。